



五所川原法人会 ニュース

発行 令和4年11月1日
公益社団法人 五所川原法人会
〒037-0063
青森県五所川原市大町1番地
TEL 0173-35-1318
FAX 0173-35-1822
E-mail
gohojin@muse.ocn.ne.jp

着任のご挨拶

五所川原税務署長

上田 仁

本年七月十日付の人事異動で、東京国税局課税二部統括国税実査官から五所川原税務署長を拝命いたしました上田でございます。

公益社団法人五所川原法人会並びに会員の皆様には、日頃から研修会や講演会の開催、小学生に対する租税教室や税の絵はがきコンクールの作品募集など、さまざまな活動にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

また、この度の津軽地方を中心とした豪雨により被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。一日も早く平穏な生活に戻られることをお祈りいたします。

さて、私は青森県での勤務は初めてとなります。津軽の地に訪れたこともありませんでした。生まれ育った秋田県横手市を離れ、憧れの東京で採用となり、東京都、千葉県、神奈川県が主な勤務先でした。初めての青森勤務ですが、法人会の役員の方や地域の皆様と接すると、秋田で生活していた頃の懐かしさが思い出されるのと同じ時に、ほっとしたような気持ちになっている自分に気づき、改めてこの地で勤務できることを心から嬉しく思っております。

着任してからは、休日を利用して精力的に管内の名所や遺跡、夏祭りなどを見たり、津軽の新鮮な野菜や果物、海産物を堪能したり楽しませていただいております。とりわけ三年ぶりに開催された立佞武多には、その大きさと美しさ、勇猛な姿に圧倒され、鳥肌が立つような感動を覚えました。

これからは、行動範囲を青森県全域に広げ、豊かな自然や文化に触れていきたいと思っています。

ところで、来年十月から始まるインボイス制度については、制度を理解していただくこと、登録申請手続きを予定している事業者の方には、早期に申請していただくことが重要なテーマです。そのような中、説明会の開催や広報誌への掲載等にご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

最後になりましたが、一日も早い豪雨被害からの復興と新型コロナウイルス感染症の終息、公益社団法人五所川原法人会の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたします。着任のあいさつとさせていただきます。



○プロフィール○

性格：温厚。天然ぼけあり

趣味：読書、旅行、筋トレ
観葉植物

特技：DIY(隙間家具づくり)

休日の過ごし方

観光地巡り、読書など

令和4年度 第2回理事会

10月18日ホテルサンルート五所川原にて開催されました。



報告事項

- (1) 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について
- (2) 各委員会の結果について
- (3) 加入状況について
- (3) 職員の採用について

協議事項

- (1) 規定の改正について

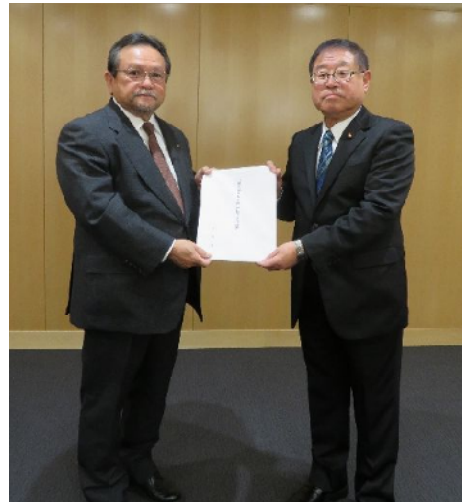
原案通り承認されました。

税の提言活動

10月26日 「令和5年度税制改正に関する提言」五所川原市へ要望しました。



野呂会長（左） 佐々木市長



田中税制・研修委員長（左）磯邊議長



五所川原市役所庁舎にて

租税教育活動

*青年部会（工藤貴幸部会長）の講師による全9校への租税教室が終了しました。
来年度、新たに講師を引き受けていただける方を募集しております。



7/1 栄小学校
(五所川原市)



7/13 柏小学校
(つがる市)



9/6 金木小学校
(五所川原市)

イベント・製品などの販促ツールのひとつにご活用ください！

チラシ同封サービスはじめました！

年3回【7・11・1月】の法人会ニュース発送と年2回【5・9月】の
セミナー開催のお知らせ等の発送を行っております。

その際に、チラシを同封してみませんか？

【売出セールのお知らせ、新商品紹介のチラシ、イベント開催のお知らせなど・・・】

サービス利用料は**無料**でご利用いただけます。

(※ただし、チラシ印刷代は自社負担でお願いします。)

申込期限：発送月の2か月前まで（例・・・1月発送分に同封希望の場合、11月末まで）

※申込先着順3社まで

納品期限：発送日2日前までに五所川原法人会へ必着（着払不可）

◎詳しくは公益社団法人五所川原法人会事務局までお問合せください。

経営支援事業



講師：税理士 田中 久義氏

9月8日 税務セミナー
 「インボイス事業者への登録及び
 「電子取引」に係るデータ保存について」
 講師
 税理士 田中 久義氏

令和5年10月から導入されるインボイス制度と消費税制度の基礎知識・インボイス導入に向けた具体的な対応などについて講義いただきました。



講師：
 社会保険労務士・FP 檜川 智氏

10月20日 労務セミナー
 「人生100年時代と老齢年金について
 ～年金は自分で増やす時代へ～」
 講師
 社会保険労務士・FP 檜川 智氏

人生100年時代と言われる今、年金とどのように向き合い生活していくか、年金制度のしくみや老齢年金の基本等について講義いただきました。

新入会員のご紹介

令和4年7月1日から10月31日（敬称略）

| 会社名 | 代表者 | 住所 | 業種 |
|---------------------|--------|---------------------------|--------------|
| (有) 電匠工業 | 相坂 睦夫 | 五所川原市十三深津132 | 建設業 |
| 鱒ヶ沢町商工会 | 太田 正光 | 鱒ヶ沢町大字米町25番地1 | サービス業 |
| (有) フレッシュ・ワン | 杉澤 むつ子 | 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸1 | 不動産賃貸 |
| (有) 今自動車商会 | 藤元 政雄 | 五所川原市金木町嘉瀬 萩元227番地6 | 自動車修理 |
| 金木部品商会 | 黒沼 剛 | 五所川原市金木町沢部270-13 | 自動車部品 小売業 |
| (株) 北洲企業会計 | 加福 康麿 | 五所川原市字末広町9-37 | サービス業 |
| 弁護士法人 さくら総合法律事務所 | 花田 勝彦 | 五所川原市東町17-5 五所川原商工会館4F | 弁護士 |

国税電子申告・納税システム

電子申告で
効率UP!

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp

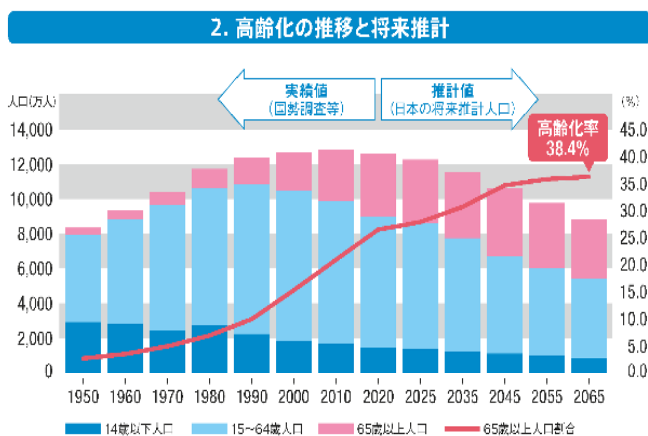
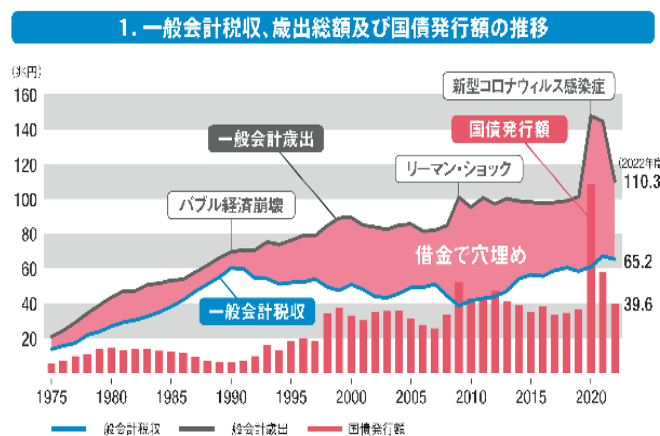
少子高齢化、人口減少1,000兆円の国債。

将来世代に先送りせず、財政の健全化を!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」公益財団法人全国法人会総連合（略称：全法連）は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も「ウィズコロナ」と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事



1. (注1)令和3年度までは決算、令和4年度は補正予算による。(注2)国債発行額は、平成2年度は増発債発行による平均国債発行額を算定する財源を算定するための臨時特別国債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに発行して行った減収による増収収入の減少を補うための臨時特別国債、平成23年度は東日本大震災からの復旧のために実施する増発債の取組を算定するための国債、平成24年度及び25年度は基礎年金国民年金給付2分の1の支拂を算定するための年金特別国債を除いている。
2. (出所)総務省「国勢調査」、2021年国勢調査「人口推計」、2005年以降は国立社会保険・人口動態研究所「日本の将来推計人口(平成29年度推計)」の出生・死亡・死亡中絶数による推計結果。
※グラフは政府公表資料から引用。

令和5年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革を入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会が「まず腕より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2)「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化、等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- (3)取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび徴収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するの

が適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2)インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。等

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

※ 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研究会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会では、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため、財政健全化のための健康経営プロジェクトを展開し、「健康経営」を軸にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。

※ 「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。